

役員等の報酬等並びに費用に関する規程（案）

（目的及び意義）

第 1 条 この規程は、一般財団法人北海道国際交流センター（以下「当センター」という。）定款第 25 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）並びに公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第 5 章に基づき置かれるものをいう。
- (4) 報酬等とは、公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第 3 条 当センターは、常勤役員及び監事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、「別表 1（1）」に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第 6 条に規定する退職慰労金を支給することができる。

（定例報酬の額の決定）

第 4 条 常勤役員の報酬額は、財務、経理の状況その他の事情を考慮しながら、「別表 1（1）」に定める年俸額を上限として理事会が決定する。

（定例報酬の支給）

第 5 条 定例報酬は、毎月 25 日（休日に当たる場合は、その前日）にゆうちょ銀行口座振込みにより支給する。

（退職慰労金）

第 6 条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、常勤役員退職慰労金計算式「別表 2」に基づき、定例報酬月額に在職年数ごとの定例報酬月額に対する支給基準を乗じた額とする。

3 退職慰労金を財政状況その他の特別な事情により不支給または減額すべきときは、評議員会において支給の可否及びその金額を決定する。

(費用)

第 7 条 当センターは、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の給与規程に準ずる。

(改正)

第 8 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 月 日の理事会議決の日から施行する。

「別表 1」常勤役員報酬基準

(1) 年俸額

6,000,000 円を上限とする。

上記報酬は、週日 5 日間勤務の際の報酬とし、定例出勤が 4 日以下の場合、その比率に応じて月額を減じるものとする。

「別表 2」退職慰労金の計算式

(イ) 計算式 (1,000 円未満は切り捨て)

報酬月額 x 在職年数 x 係数

(ロ) 係数

在職年数	定例報酬月額に 対する基準
1 年	0.6
2 年	0.8
3 年	1.0
4 年以上	1.3

(ハ) 備考

(1) 職員として勤めた年数の退職金はこの金額に加算するものとする。

(2) 年数が 1 年に満たない部分は、在任月数 ÷ 12 として計算し、小数第 2 位を切り上げる。

(平成 29 年 5 月 31 日評議員会議決)